

磁界/電波の環境測定業務

マンション、住宅建設地周辺において、近くの送電線や変電所設備等からの電磁界測定を行います。

1. 磁界測定 (50Hz/60Hz)

低周波磁界は、近隣に送電線設備や変電所設備(鉄道設備も含む)があるマンションや住宅建設予定地において、経済産業省「電気設備に関する技術基準を定めた省令」、又は国土交通省「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に準じた測定方法で測定します。

- ・測定基準値 : 商用周波数で $200 \mu\text{T}$ 以下
- ・測定器 : 国際規格 IEC62233 に準拠したドイツ Narda 社製 ELT-400 磁界測定器
(IEC62233 とは、人のばく露に関する家庭用及び類似用途の電気機器の電磁界の測定方法を規定しており、家電製品の電磁界の測定方法と、ばく露制限値への適合判定の標準化を目的としている。)

* 当事者ではなく、客観的な第三者の立場から測定を実施、報告書を作成することが可能です。



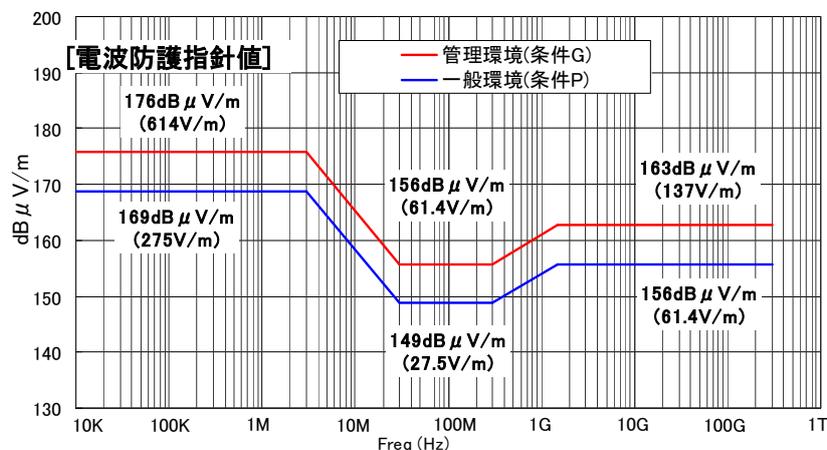
<低周波磁界測定の様子>



<低周波磁界測定器>

2. 電波測定(150k~40GHz)

電波測定は、総務省が施行している「電波防護指針」の基準値(下表の指針値参照)に対して、150kHz~30MHz はモノポールアンテナを、30MHz~1GHz はパイログアンテナを、1GHz~40GHz はホーンアンテナを使用して電界強度を測定します。



管理環境: 電波を職業的に扱う人
一般環境: 上記以外の一般人

評価方法に関するご不明点や測定条件についてのご要望は、下記問い合わせフォームよりお気軽にご相談ください。

株式会社ゼネラルイーエムシー研究所

〒213-8502 川崎市高津区末長3丁目3番17号

Tel. 044-861-7897 / Fax. 044-861-9890

<https://www.generalww.com/jp/emc/>

<ホームページ>



<お問い合わせ>

